

議案第98号

宝塚市生活道路整備条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市生活道路整備条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年（2016年）9月2日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市生活道路整備条例の一部を改正する条例

宝塚市生活道路整備条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 指定する道路 別表左欄に掲げる市道路線において、それぞれ同表中欄に掲げる計画幅員及び同表右欄に掲げる中心後退距離を確保するため拡幅すべきものとして市長が区間を定める道路をいう。

第2条第6号中「係わる」を「係る」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「公共用地の取得に伴う損失補償基準、同細則及び同取扱（昭和37年10月12日閣議決定）」を「公共用地の取得に伴う損失の補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）並びに公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同細則」に改め、同条第2号中「狭あい道路の」を削り、同条第3号中「指定する道路の」を削り、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（指定する道路の指定）

第5条 指定する道路の指定は、告示により行うものとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

市道路線名	計画幅員	中心後退距離
逆瀬川仁川線	m	m

	6.30	3.15
東山南池田線	6.30	3.15
872号線	6.30	3.15
874号線	6.30	3.15
875号線	6.30	3.15
876号線	6.30	3.15
877号線	6.30	3.15
878号線	6.30	3.15
879号線	6.30	3.15
月地線（湯本町地区）	6.30	3.15
神戸水道4号線（湯本地区）	8.30	4.15
堂ノ前御所前線	8.30	4.15
1200号線	6.30	3.15
1404号線	6.30	3.15
283号線	6.00	3.00
4480号線	6.00	3.00
3836号線	6.00	3.00
1070号線	6.00	3.00
3636号線	6.30	3.15

附 則

この条例は、公布の日から施行する。